

# 日本生活支援工学会 シニア会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本生活支援工学会（以下「本学会」という）定款第6条第2項で定める正会員におけるシニア会員への移行について必要な事項を定めることを目的とする。シニア会員は、継続的な学会への貢献のあった会員に対して、永年培われた経験を活かし、さらなる学会発展への貢献をお願いしたいとの趣旨により設定されたものである。

## (定義)

第2条 シニア会員は、第3条に示す条件を満たし、本学会での活動を希望する正会員。

## (条件)

第3条 シニア会員の対象は、以下の条件を全て満たし、理事会で承認された者。  
(1) 本学会に、正会員として10年以上在会する者。  
(2) 満65歳以上の者。

## (申請方法)

第4条 シニア会員への申請は、別途定める申請書による自己申告とする。申請者は、所定の事項を記載した申請書を学会に提出する。

## (年会費)

第5条 シニア会員の年会費は、次の通りとする。  
(1) 65歳～70歳未満の者は、会費規程に定める準会員と同額とする。  
(2) 70歳以上の者は、無料とする。

## (会員資格)

第6条 シニア会員は、正会員と同様の会員資格を有する。

## (改正)

第7条 この規程の改正は、理事会にて行う。

## (規程の廃案)

第8条 本規程の改廃は、理事会での承認を要するものとする。

## 附 則

この規程は、2018年4月1日に遡って適用する。